

公立大学法人大阪教職員職務負担手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第14条の規定に基づき、教職員の職務負担手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業医手当
- (2) 衛生管理者手当
- (3) エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者手当
- (4) 放射線取扱主任者、特定放射性同位元素防護管理者手当
- (5) 危険物取扱手当
- (6) 高圧ガス製造保安係員手当
- (7) 特定高圧ガス取扱主任者手当
- (8) 病原体等取扱主任者手当

2 手当の額は、別に定めのある場合を除き、月額とする。

3 手当の計算に当たっては、給与規程第13条の規定を準用する。

(産業医手当)

第3条 産業医手当は、産業医として従事する教職員のうち理事長が別に定める者に対して、次の各号に掲げる区分に応じて定める額を支給する。

- (1) 杉本地区事業場又は阿倍野地区事業場を総括する産業医 20,000円
- (2) 前号以外の産業医 10,000円

(衛生管理者手当)

第4条 衛生管理者手当は、労働安全衛生法に基づき、作業環境の調査及び定期巡視等労働者の健康管理の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者手当)

第5条 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者手当は、労働安全衛生法に基づき、エックス線、ガンマ線による汚染防止等（装置使用時の指導・監督）の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(放射線取扱主任者、特定放射性同位元素防護管理者手当)

第6条 放射線取扱主任者、特定放射性同位元素防護管理者手当は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射線障害の防止にかかる監督、又は特定放射性同位元素の防護に関する業務の統一的な管理の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対

して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(危険物取扱者手当)

第7条 危険物取扱者手当は、消防法に基づき、危険物の保安確保（ガソリン等危険物の購入、保存等の確認）の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(高圧ガス製造保安係員手当)

第8条 高圧ガス製造保安係員手当は、高圧ガス保安法に基づき、製造施設の維持、製造方法の監視等の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(特定高圧ガス取扱主任者手当)

第9条 特定高圧ガス取扱主任者手当は、高圧ガス保安法に基づき、特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務の管理の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(病原体等取扱主任者手当)

第10条 病原体等取扱主任者手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止についての監督の職務に当たる教職員のうち理事長が別に定める者に対して支給する。

2 前項に規定する手当の額は、2,000円とする。

(支給日)

第11条 手当は、特別の事情のない限り、その月分を当月の給料の支給日に支給する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。